

## 第8期第3回武蔵野市情報公開委員会 会議要録

- 日 時 平成24年9月11日（火）午後6時～午後8時
- 場 所 武蔵野市役所813会議室（西棟 7階）
- 出席者 委 員 6名（1名欠席）  
事務局 2名

### 1 会議内容

- (1) 前回会議要録(案)の確認について
- (2) 報告事項
  - ① 平成24年度の開示等状況について
  - ② 市政資料 HP の再リニューアル(平成24年7月末)について
- (3) 議 題
  - ① 平成24年11月15日号以降のCIMコラムのテーマについて
  - ② 市政資料コーナー見学・市政資料コーナーのあり方について
- (4) その他

### 2. 討議内容の要点（要点筆記とし、敬語等は省略します。）

- (1) 前回会議要録（案）の確認について  
事務局原案通り確定した。
- (2) 報告事項
  - ① 平成24年度の開示等状況について
- (委員長) 事務局から説明をお願いします。
- (事務局) [事務局から説明]
- (委 員) 「研究目的での開示請求」の「研究内容」とはどのようなものですか。
- (事務局) 開示請求者に深くは聞いていません。開示請求書にアンケート的に「開示請求の目的」欄が設けられていますが、「何人でも」開示請求でき、請求目的で扱いを変えられないため、深くは聞けない事情があります。
- (委員長) 文書が不存在の時に（「却下」決定でなく）「非開示」決定となる根拠は何ですか？
- (事務局) 情報公開条例13条2項に明文規定があります（「開示請求に係る行政文書を保有していないときは」「開示しない旨の決定を」する）。

② 市政資料 HP の再リニューアル(平成24年7月末)について

(委員長) 事務局から説明をお願いします。

[事務局から説明]

(委員) HPに各資料を載せる際に掲載期限を載せることはしないのですか？

(事務局) いつ掲載をやめるかを掲載開始時点で予想できないので、載せていません。1年後に次年度版が出た際や、次のHPリニューアルの時等にHPの全体容量との関係で掲載をやめる可能性があります。

(委員) 古い市政資料を紙では残さない場合も、PDFで残しておけばよいですね。

(委員長) 委員、本日配ってくださった資料についてご説明をお願いします。

(委員) 国鉄の古い資料を仕事で収集中であり、その際に考えたことを書いてみました。公文書館法が昭和62年に出来ています。市では文書管理の規定はあるのですか？

(事務局) 「武蔵野市文書管理規則」で規定しています。

また、歴史資料館を西部図書館跡地に建てる方向性が今年4月スタートの第五期長期計画で決定しました。現在、古い公文書をどう歴史資料館に引き継ぐか等、具体化に向けて庁内委員会で検討を進めています。

(委員) 20年位前に私も市職員として歴史資料館の開設の検討に関与しましたが、頓挫した経緯があります。今回はよいものができるといいですね。

(委員) 歴史資料館は市民も訪れることができる施設なのですか？

(事務局) その方向で検討しています。

(委員) 他自治体の公文書館を見ると閑散としているところもあり、たくさんの人に来てもらえるような工夫が必要ですね。

(委員長) 歴史資料館の方向性が出ましたら、次回の委員会などでご報告ください。

(事務局) 今年度中に報告書を出す予定なので、その際にご報告したいと思います。

(3) 議 題

①平成24年11月15日号以降のCIMコラムのテーマについて

(委員長) 事務局から説明をお願いします。

[事務局から説明]

(委員) 「武蔵野市のみどり」(平成23年4月発行)で、緑化の制度等の紹介をしてはどうでしょうか。少し難しめの記事が続いたこともあり、気軽に読める記事になると思います。

(委員長) そのテーマは、春など少し暖かくなってからがいいですね。

(事務局) 平成4年9月にCIMコラムがスタートしてから20周年になります。10周年時に、CIMのねらいや情報公開制度について当時の勝田委員長に書いてもらいました。CIMコラム20周年はいかがでしょうか。

- (委員長) 他に適当な方がいらっしゃらなければ、私が書きましょう。
- (委員) CIMコラムの評判はどうかでしょうか。
- (事務局) あまり市民の方の直接の声は伝わってこないもので、わかりません。
- (委員) CIMコラムは改行が少なく、文字が多すぎると感じます。せめてゴシック体とかでキーワードが目に入ってくると読んでみようという気になりやすいですね。
- (事務局) ゴシック体は取り入れている回とない回がありますが、今後、出来るだけ採用したいと考えます。なお、現在編集中の10/15号は、小見出しを入れる方向で調整しています。
- (委員) 暴力団排除条例は民間企業のように「反社会的集団」に包括的に適用する制度設計にしないのですか？市民の人権との関係で過度の規制は困難とは思いますが。
- (事務局) 市では、暴力団、それも「団体」としての暴力団への利益供与の規制に限っています。例えば、襲名披露パーティーでコミセン等を使用することの制限です。暴力団員「個人」がコミセンを利用する際の規制はしません。
- (委員) CIMコラムは執筆者名が実名で出ることもあり、制度の説明等を易しく書くことにとどめ、価値観に絡む内容に踏み込まないよう用心した方がいいですね。
- (委員長) 内容からみて11/15号は⑧環境美化推進員ですね。また、②～⑤は残していいでしょう（②地域リハビリテーション、③東京国体、④保育（子ども協会立保育園運営事業の検証）、⑤行財政改革を推進するための基本方針）。⑥⑦⑨と緑化はもう少したってからですね（⑥武蔵境駅周辺の再開発、⑦八幡町コミセン建替え、⑨暴力団排除条例、緑化制度）。

## ②市政資料コーナー見学・市政資料コーナーのあり方について

- (委員長) 事務局から説明をお願いします。
- [事務局から説明]
- (事務局) 市政資料コーナーについては市政資料管理規程で規定しています。また、他の個別規定で、地価公示資料と交際費の市政資料コーナーでの公開が定められています（「地価公示図書閲覧規程」第2条第2号、「市長・市役所交際費支出基準」第3条第2項）。また、有償刊行物の販売は原則として資料コーナーのみで行われます。例外的には市政センターでの市内案内図（100円）と図書館での百年史等の販売、多摩郷土史フェアでの出張販売があります。
- [見学]
- (委員) 類似の報告書でも発行時期によって平成表示と西暦表示のタイトルが混在しているものがあり、少し見にくいですね。

(事務局) 何かご感想やご提言がありましたら、事務局までメール等でお送りください。

(4) その他

次回は、12月11日(火)18～20時 かたらいの道市民スペースで開催することとした。

(委員長) 本日の会議はこれで終わります。お疲れさまでした。

以上